

令和 8 年度

山王海葛丸農業水利事業

葛丸ダム取水設備等積算参考資料作成業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1－1条

山王海葛丸農業水利事業葛丸ダム取水設備等積算参考資料作成業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の事業計画に基づき改修される葛丸ダム取水設備等の工事の発注に必要な積算参考資料、河川協議資料及び農業用ダム技術検討委員会資料の作成を行うものである。

(場所)

第1－3条

本業務において対象とする、葛丸ダム取水設備等は、岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川地内にある施設であり、別紙－1「位置図」に示すとおりである。

(作業概要)

第1－4条

本業務は、葛丸ダム取水設備等の工事の発注に必要な積算参考資料等の作成を行うものであり、葛丸ダムの概要は次のとおりである。

区分	項目	形状寸法
貯水池	流域面積	22.49km ²
	総貯水量	5,000,000m ³
	有効貯水量	4,650,000m ³
	貯水面積	0.39km ²
	常時満水位	EL 269.10m
	計画最低取水位	EL 246.70m
堤体	型式	中心遮水ゾーン型ロックフィルダム
	堤高	51.7m
	堤長	220.0m
	堤体積	678千m ³
洪水吐	型式	側水路流入式
	設計洪水量	590.0m ³ /s

流量調節装置	型式	標準馬蹄形トンネル
	放流施設	1号主ゲート：ジェットフローゲートφ900mm 2号主ゲート：ジェットフローゲートφ200mm
取水設備	型式	直立型取水塔
	ゲート種類	機械式シリンダーゲートφ1,200mm
	最大取水量	5.223m ³ /s

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第1－6条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		建設－トンネル又は鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	建設	トンネル又は鋼構造及びコンクリート

博士	農学	農業工学関係
	工学	機械工学関係
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	トンネル	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ゲート設備、開水路、管水路のいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

（担当技術者）

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （２）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（適用する図書）

第 2－1 条

積算参考資料の作成は、「令和８年度農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」、「令和８年度農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「令和８年度農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づき実施するものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

なお、本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説、技術書 設計「ダム」	(公社)農業農村工学会	平成15年4月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和3年6月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「農道」	(公社)農業農村工学会	令和6年3月
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成30年5月
6	鋼構造物設計技術指針（水門扉編）	(一社)農業土木事業協会	平成21年11月
7	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社)農業土木事業協会	平成27年5月
8	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	令和8年3月
9	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
10	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
11	農業水利施設長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月
12	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	令和5年3月
13	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル (パイプライン編) (案)	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	平成29年4月
14	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和4年2月
15	農業用ダム機能診断マニュアル (共通編)	農林水産省農村振興局	平成30年4月

16	農業用ダム機能診断マニュアル (2次調査用)	農林水産省農村振興局	平成31年3月
17	農業用ダム機能診断マニュアル (取水放流設備編) 2次調査用 (案)	農林水産省農村振興局	平成31年4月
18	土地改良工事数量算出要領(案) (土木工事)	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	令和7年4月
19	土地改良工事数量算出要領(案) (施設機械工事)	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	令和7年4月

(貸与資料等)

第2-2条

貸与資料等は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
関係図書	国営山王海葛丸土地改良事業計画書	1式
	計画用水系統模式図	1式
	施設の長寿命化に配慮した更新整備計画(山王海葛丸地区)	1式
	山王海土地改良区設立70周年事業回顧録	1式
	事業成績書 県営用排水改良事業山王海地区 S41～51	1式
	事業誌 国営山王海土地改良事業の歩み 山王海・葛丸の水 H14.3	1式
	出来形図 国営山王海農業水利事業 S53～H3 葛丸ダム	1式
成果品	平成19年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 須川・藤沢・山王海地区機能診断調査業務 報告書	1式
	平成23年度 農地・農業用施設等緊急調査 山王海地区機能診断調査業務 報告書	1式
	平成26年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区(葛丸ダム)機能診断調査業務 報告書	1式
	平成27年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区葛丸ダム耐震性能照査その他業務 報告書	1式
	平成27年度 地域整備方向検討調査 山王海三期地区施設機能調査業務 報告書	1式

	平成 28 年度 地域整備方向検討調査・国営造成施設緊急整備対策調査 山王海三期地区整備構想策定業務 報告書	1 式
	H29 年度 国営施設応急対策事業 山王海地区山王海ダム取水塔他耐震性能照査業務 報告書	1 式
	H29 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区山王海ダム取水塔他耐震性能照査業務 報告書	1 式
	令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 山王海ダム・葛丸ダム管理制御設備他実施設計業務 報告書	1 式
	令和 2～3 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 山王海地区山王海ダム他ダム管理設備製作据付工事 完成図書	1 式
	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 式
	令和 7 年度 山王海葛丸農業水利事業 葛丸ダム取水設備等実施設計業務 報告書	1 式
参考資料	類似工事の特別仕様書	1 式
その他	その他監督職員が必要と認める資料（上記資料の補足又は関連資料に限る）	1 式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第 2－3 条

第 2－2 条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （１）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （２）貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。
- （３）貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1 積算参考資料作成		
1-1 現地調査	1 式	取水設備工事 放流設備工事 土木・建築工事
1-2 設計関係資料把握	1 式	
1-3 設計図作成	159 枚	
1-4 数量計算書作成	109 ページ	
1-5 施工計画書作成	1 式	
1-6 特別仕様書作成	1 式	
1-7 積算資料及び施工単価条件資料の作成	200 ページ	
1-8 概算工事費算出	1 式	
2 河川協議資料作成	1 式	
3 農業用ダム技術検討委員会資料作成	1 式	
4 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。
- (3) 施工計画（仮設工事計画を含む。）及び工事工程表の修正にあたっては、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。
また、施工時期は非かんがい期等の施設運用条件及び関連工事との調整を考慮して修正する。
- (4) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議する。

「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

- (5) 数量計算に当たっては、「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）」及び「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」に基づき作成するものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。

「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）」及び「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」は <https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/> を参照。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的
第1回	初回打合せ	作業全体の基本指示及び資料の貸与
第2回	中間打合せ	施工計画及び数量計算のまとめ
第3回	中間打合せ	特別仕様書及び積算資料の作成終了時
第4回	中間打合せ	河川協議資料及び農業用ダム技術検討委員会資料とりまとめ段階
第5回	最終打合せ	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

1 成果物

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2 部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版） （CD-R 若しくは DVD-R）	1 部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1 部

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70－3
東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1－4条に示す「作業概要」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第6－2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の

変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

- （2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- （3）発注者又は受注者は、（2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- （4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （5）（2）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- （6）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、（2）～（5）の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- （7）（6）の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （8）（4）及び（7）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- （9）業務スライドの試行に係る運用については、（1）に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

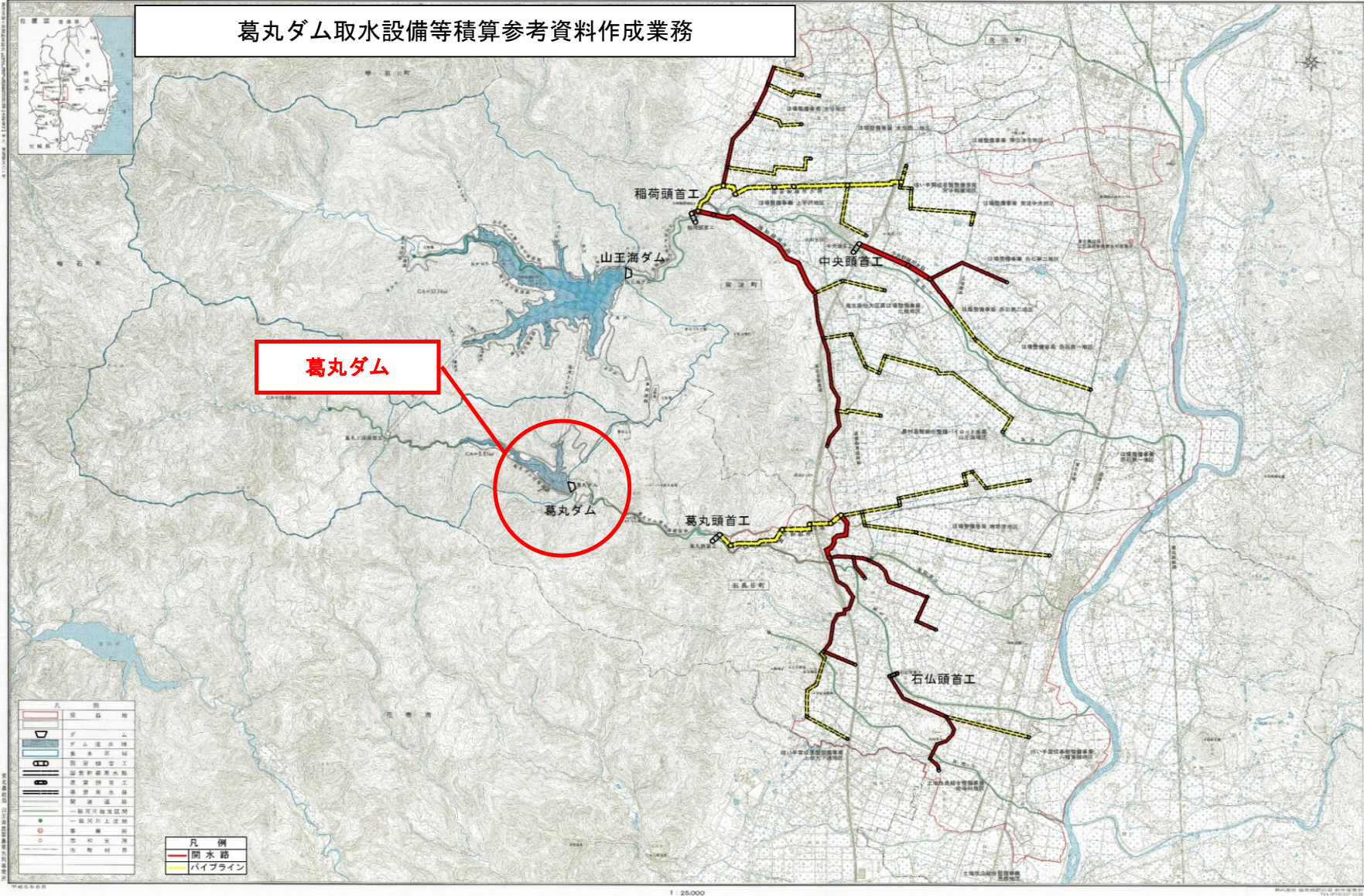
（定めなき事項）

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、

必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙—1 位置図



別紙－２ 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1 積算参考資料作成	取水設備工事、放流設備工事及び土木・建築工事の3件を対象に1-1～1-8の各作業を行う。	
1-1 現地調査	対象工事の実施設計業務報告書（以下「実施設計業務報告書」という。）に基づき現地を確認する。	1 式
1-2 設計関係資料把握	実施設計業務報告書から本業務の作業（工事）範囲の確認、照合作業を行うとともに、作業計画を樹立する。 a. 実施設計業務報告書（数量計算書を除く） b. 設計図 c. 数量計算書	1 式
1-3 設計図作成	実施設計業務報告書の設計図（仮設図を含む）を修正し、工事発注図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	修正する 図面 159枚
1-4 数量計算書作成	実施設計業務報告書の数量計算書を発注予定工事毎に取りまとめる。	修正する 計算書 109ページ
1-5 施工計画書作成	実施設計業務報告書の施工計画（仮設工事計画含む）及び工事工程表の修正を行う。	1 式
1-6 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書（工事数量表、管理項目表、運転操作要領を含む）を作成する。	1 式
1-7 積算資料及び施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。	作成する 資料 200ページ
1-8 概算工事費算出	概算工事費を算出する。	1 式
2 河川協議資料作成	河川法第24条（土地の占用の許可）及び第26条第1項（工作物の新築等の許可）に係る協議資料を作成する。	1 式
3 農業用ダム技術検討委員会資料作成	実施設計業務報告書のダム付帯設備耐震性能照査結果について、農業用ダム技術検討委員会資料として編集する。 委員会説明資料は1回作成し、監督職員確認後1回修正する。	1 式
4 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

積算参考資料作成の工事区分と対象施設一覧

工事区分	対象施設
取水設備工事	取水ゲート、制水ゲート、低水位ゲート、除塵設備、操作設備、計測設備
放流設備工事	1号主ゲート、1号副バルブ、2号主ゲート、2号副バルブ、空気弁、バイパスバルブ、ドレンバルブ
土木・建築工事	堤体左岸法面保護、法面銘板、リップラップ洪水吐前底版、量水板、取水塔管理橋、洪水吐1号橋梁、洪水吐2号橋梁、監査廊左岸入口部上屋、取水塔上屋、流量調整バルブ室上屋、管理所上屋